2　競争参加資格
⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
⑵　令和１・２・３年度国土交通省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」のＡ、Ｂ又はＣ等級に格付けされた九州・沖縄地域の競争参加資格を有する者であること。
⑶　上記２⑵の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、開札の時までに当該資格の決定を受け、かつ競争参加資格の確認を受けた場合は入札に参加することができる。
⑷　競争参加資格の申請の時期及び場所　競争参加者の資格に関する公示（令和２年３月31日付官報）に記載されている時期及び場所で申請を受け付ける。
⑸　その他予決令第73条の規定に基づき支出負担行為担当官が定める資格を有する者であること。（詳細は入札説明書による。）
⑹　電子調達システムによる場合は、電子証明書（ＩＣカード等）を取得していること。
なお、紙入札方式による場合は、紙入札方式参加願を提出すること。
⑺　一般競争入札申込書及び別紙（以下「申込書等」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、九州地方整備局から指名停止を受けていない者であること。
⑻　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。ただし、手続開始決定後、競争参加資格に関する公示に定める手続を行った者を除く。
⑼　入札説明書の交付を３⑶より直接受けた者であること。
⑽　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、国土交通省が行う公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
⑾　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと。
⑿　本業務における情報保全に係る履行体制に関する資料「情報取扱者名簿及び情報管理体制図」を発注者に提出し、入札書の提出期限までにその同意を得ていること。

3　入札書の提出場所等
⑴　入札説明書の交付期間、入札書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先
令和３年８月30日から令和３年10月22日まで　〒812―0013 福岡市博多区博多駅東２―10―７　九州地方整備局総務部経理調達課契約企画係　山本　重幸　電話092―418―3345
⑵　電子調達システムのＵＲＬ及び問い合わせ先
電子調達システム
https://www.geps.go.jp/
問い合わせ先は３⑴に同じ。
⑶　入札説明書の交付方法　上記３⑵の電子調達システムから直接入手すること。また、上記３⑴の場所において無償で直接交付する。なお、郵送・託送による交付も行うが、この場合の送料等については、別に必要とする。
⑷　入札説明会の日時及び場所　入札説明会に参加を希望する者は日時について、令和３年９月６日までに上記３⑴に問い合わせること。場所は、北九州市門司区太刀浦埠頭10号岸壁　関門航路事務所「がんりゅう」係船場所
⑸　電子調達システムによる申込書等データの提出期限及び紙入札方式による申込書等の提出期限　令和３年９月30日16時30分
⑹　電子調達システム、紙入札及び郵送等による入札書の提出期限　令和３年10月21日16時30分
⑺　開札の日時及び場所　令和３年10月22日10時30分　九州地方整備局総務部経理調達課入札室

4　その他
⑴　契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨に限る。
⑵　入札保証金及び契約保証金　免除
⑶　入札参加希望者に要求される事項　この一般競争に参加を希望する者は、本公告に示した業務を履行できることを証明するため、⒜の「調書」を⒝により提出しなければならない。
⒜　競争参加資格調書
⒝ア）電子調達システムにより参加を希望する者は、所定の受領期限までに調書データを上記３⑵に示すＵＲＬに提出しなければならない。
イ）紙入札方式により参加を希望する者は、調書を所定の受領期限までに上記３⑴に示す場所に提出しなければならない。
なお、ア）、イ）いずれの場合も、開札日の前日までの間において必要な証明書等の内容に関する契約担当官等からの照会があった場合には、説明しなければならない。
⑷　入札の無効　本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申込書等に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
⑸　契約書作成の要否　要
⑹　落札者の決定方法　本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した申込書等及び入札書を提出した者であって、予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあって著しく不適当であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち最低価格をもって入札した者を落札者とすることがある。
⑺　手続における交渉の有無　無
⑻　詳細は入札説明書による。

5　Summary
⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : MATSURA Seizou, Vice Director-General Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism
⑵　Classification of the services to be procured : 77
⑶　Nature and quantity of the services to be required : Repair services of GANRYU which is a debris collecting and oil recovery vessel 1 set
⑷　Fulfillment period : 9 February, 2022
⑸　Fulfillment place : Refer to the tender explanation
⑹　Qualification for participating in the tendering procedures : Suppliers eligible for participating in the proposed tender are those who shall : ⒜not come under Article 70 and 71 of the Cabinet Order concerning the Budget, Auditing and Accounting ⒝have Grade A, B or C “Services” in the Kyushu・Okinawa district, in terms of the qualification for participating in tenders by Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism (Single qualification for every ministry and agency) in the fiscal year 2019／2020／2021 ⒞meet the qualification requirements which the Obligating Officer may specify in accordance with Article 73 of the Cabinet Order
⑺　Time-limit for tender : 16 : 30, 21 October, 2021 (tender submitted by mail : 16 : 30, 21 October, 2021)
⑻　Contact point for the notice : YAMAMOTO Shigeyuki, Accounting and Procurement Division, General Affairs Department, Kyushu Regional Development Bureau, Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism, 2―10―7 Hakataekihigashi, Hakata-ku, Fukuoka-city, 812―0013 Japan TEL 092―418―3345
⑼　Acquire the electric certificate in case of using the Electric Procuring system
https://www.geps.go.jp/

入札公告

次のとおり一般競争入札に付します。
令和３年８月30日
支出負担行為担当官
海上保安庁総務部長　勝山　　潔
◎調達機関番号　020　◎所在地番号　13
○特船契第1169号
1　調達内容
⑴　品目分類番号　77
⑵　購入等件名及び数量
測量船昭洋二中検修理
⑶　調達案件及び仕様等　仕様書による。
⑷　履行期間　令和４年３月27日
⑸　履行場所　請負造船所
⑹　入札方法　総価で行う。落札者の決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10％に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端